

# 山梨県公報

# 山梨県公報

六月二十九日	平成十八年	木曜日
		第千六百七十八号

平成十八年六月二十九日

山梨県知事  
山本栄彦

目 次	
告 示	生活保護法に基づく介護機関の指定 四九五
	生活保護法に基づく指定介護機関の変更 四九七
	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 四九八
	腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除 四九九
県営土地改良事業計画の変更 四九九	県営土地改良事業計画の変更
道路の区域変更 五〇〇	道路の区域変更
道路の供用開始 五〇〇	道路の供用開始
県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定 五〇〇	県の区域の境界に係る道路の管理に関する協定
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 五〇〇	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
一定の一団の土地の区域内に存することなる各建築物の位置及び構造が安 全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定 五〇七	一定の一団の土地の区域内に存することなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定
建築基準法に基づく道路位置指定（二件） 五〇七	建築基準法に基づく道路位置指定（二件）
公 告	一般競争入札について 五〇七
	落札者等の決定について 五〇九
	土地改良区役員の退任及び就任 五〇九
	土地区画整理事業の終了認可 五一〇
監査委員	外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 五一〇
告 示	

市川三郷町	1 法人ハピネス2 特定非営利活動	樹 有限公司とまり	有限会社真栄自動車工業	真栄自動車工業	社会福祉法人寿 真会	株式会社メデカ ジャパン	社会福祉法人明 清会	社会福祉法人明 清会	社会福祉法人明 清会	社会福祉法人市 川三郷町社会福祉協議会	小林鴻
西八代都市川三	八百九番地一 口湖町船津六千	南都留郡富士河 地一丁目十八番三十四号	富士吉田市上暮	富士吉田市下吉田千六百七十八番地	中巨摩郡玉穂町極楽寺七百四十番地	埼玉県鴻巣市天神三番六百七十号	富士吉田市上吉田字熊穴四千五百八十四番地	富士吉田市上吉田字熊穴四千五百八十四番地	富士吉田市上吉田字熊穴四千五百八十四番地	西八代都市川三郷町市川大門四百六十六番地	甲府市幸町九番二十三号
訪問看護ステー	1 法人ハピネス2 特定非営利活動	樹 有限公司とまり	有限会社真栄自動車工業	-	特別養護老人ホーム「らくえん」	山梨ケアセンタ「そよ風」	居宅介護支援事業所「慶和荘」	短期入所生活介護事業所	-	小林皮膚泌尿器センター幸町	科医院ディーケアセンター幸町
西八代都市川三	八百九番地一 口湖町船津六千	南都留郡富士河 地一丁目十八番三十四号	富士吉田市上暮	富士吉田市下吉田千六百七十八番地	中巨摩郡玉穂町極楽寺七百四十番地	山梨市上神内川	富士吉田市上吉田字熊穴四千五百八十四番地	富士吉田市上吉田字熊穴四千五百八十四番地	富士吉田市上吉田字熊穴四千五百八十四番地	西八代都市川三郷町市川大門四百六十六番地	甲府市幸町九番二十三号
平成十七年	平成十七年六月一日	平成十七年十一月一日	平成十七年九月一日	平成十七年十月一日	平成十七年七月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十一月一日	平成十七年十二月一日	平成十七年一月一日	平成十七年二月一日	平成十七年三月一日

特定非営利活動法人介護屋さわみ	社会福祉法人北杜市社会福祉協議会	有限会社山梨介護サービス	有限会社山梨介護サービス	有限会社グッドケアー	和有限公司小春日	稻見民江	株式会社介護センター花岡	特定非営利活動法人ハピネス2	1 法人ハピネス2
南巨摩郡増穂町最勝寺千百四番地二	北杜市高根町箕輪新町五十番地	笛吹市一宮町小城七百四十七番地	甲府市住吉四丁目六番二十四号	甲府市貢川本町一番八号	甲府市西八幡四千二十七番地一	南都留郡富士河口湖町船津六千九百九十五番地	長野県諏訪郡下諏訪町六千百八十八番地一	特定非営利活動法人ハピネス2	1 法人ハピネス2
指定通所介護事業所	長坂訪問介護事業所	有限会社グッドケアーディサービスセンター「あかつき」	有限会社グッドケアーディサービスセンター「あかつき」	和有限公司小春日	石和共立病院通所リハビリティ	甲斐市宝一丁目九番一号	甲斐市八百九十五番地一	特定非営利活動法人ハピネス2	1 法人ハピネス2
若宮五十一番地四サングリーンファンティH号	北杜市長坂町長坂上条二千五百三十八番地二	笛吹市石和町唐柏五百三十八番地	甲府市東光寺二丁目十九番二十号	甲府市貢川本町一番八号	笛吹市西八幡四千二十七番地一	南都留郡富士河口湖町船津六千九百九十五番地	中巨摩郡田富町西花輪二千七百十七番地二	中巨摩郡玉穂町	中巨摩郡玉穂町
平成十八年一月一日	平成十七年十二月一日	平成十七年三月十五日	平成十七年十二月二日	平成十七年十二月一日	平成十七年七月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十一月一日	平成十七年十二月一日	平成十八年一月五日

事業者者の名称	主たる事務所の所在地	山梨県告示第三百五十号 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関に次のとおり変更があつた 平成十八年六月一十九日	甲府市宝一丁目 九番一号	社団法人山梨勤労者医療協会
事業所の名称	事業所の所在地	山梨県知事 山本栄彦	甲府市宝一丁目 九番一号	甲府市宝一丁目 九番一号
事業者者の名称	主たる事務所の所在地	甲府市天神町四番七号	甲府市天神町四番七号	甲府市宝一丁目 九番一号
有限会社オオノ	甲府市天神町四番七号	甲府市天神町四番七号	甲府市宝一丁目 九番一号	甲府市宝一丁目 九番一号
あい 訪問介護事業所	山梨県知事 山本栄彦	山梨県知事 山本栄彦	甲府市宝一丁目 九番一号	甲府市宝一丁目 九番一号
在地 事業者及び事業所の所	変更事項	変更事項	変更事項	変更事項

		山梨県告示第三百五十一号					
		生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関は、廃止した。					
		平成十八年六月二十九日					
		山梨県知事 山 本 栄 彦					
事業者の名称	所在地	主たる事業所の所	事業所の名称	事業所の所在地	事業者	事業所の名	事業所の名
株式会社二チイ学館	市川大門町社会福祉協議会	西八代郡市川大門番地	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	I 甲府中央	アイリスケアセンタ	甲斐市藤井町南下条三百三十八番地	甲斐市下石田二丁目一一番二十四番地
有限会社ハピネスフレンド	株式会社メデカジヤバン	埼玉県鴻巣市天神三番地六百七十三	西八代郡市川大門町四百十六番地	社会福祉法人市川大門町社会福祉協議会	山梨ケアセンターそよ風	甲府市中央一丁目二番十二号白十字ビル2F	甲府市下石田二丁目一一番二十四番地
有限会社ハピネスフレンド勝沼ヘルパー	スティーション	山梨市上神内川十五番地五	西八代郡市川大門町四百十六番地	甲州市勝沼町小佐手千百二十一番地一	山梨市上神内川十五番地五	中巨摩郡玉穂町成島一千四百三十九番地一	中巨摩郡昭和町清水新居千三百四十五番地一
ケアワーカス有限公司	ケアワーカス有限公司	田野倉正臣	たのくらクリニック	昭和ふれあい診療所	たのくらクリニック	甲斐市龍地五千三百四十五番地一	甲斐市下石田二丁目一一番二十四番地
市社会福祉協議会	市社会福祉協議会	地一	地一	入浴事業所	協議会塩山訪問	曾三百四十九番	甲州市塩山上於

市川大門町	社会福祉法人大和村 社会福祉協議会	社会福祉法人塩山市 市社会福祉協議会	塩山市	塩山市上於曽九百四十四番地五	塩山市上於曽九百四十四番地五	塩山市上於曽九百四十四番地五	塩山市上於曽九百四十四番地五	塩山市上於曽九百四十四番地五	塩山市上於曽九百四十四番地五	塩山市上於曽九百四十四番地五	西八代都市川大門町千七百九十九番地
上九一色村	社会福祉法人中道町 社会福祉協議会	社会福祉法人中道町 社会福祉協議会	豊富村	社会福祉法人河口湖町 社会福祉協議会	社会福祉法人河口湖町 社会福祉協議会	株式会社北杜介護支援センター	株式会社北杜介護支援センター	株式会社北杜介護支援支社	株式会社北杜介護支援支社	株式会社北杜介護支援支社	大和村社会福祉協議会
番地	西八代郡上九一色村古関千百五十八番地	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	中央市大鳥居三千八百六十六番地	東八代郡豊富村大鳥居三千七百三十番地一	甲府市宝一丁目九番一号	北巨摩郡長坂町渋沢七百一十五番地一	北杜市長坂町渋沢七百二十五番地一	北杜市長坂町渋沢七百二十七番地五	甲州市塩山上於曽九百七十七番地五	東山梨郡大和村田野七十七番地
上九一色村	中道居宅介護支援事業所	社会福祉法人中道町 社会福祉協議会	豊富村役場	社会福祉法人豊富村 社会福祉協議会	社会福祉法人河口湖町 社会福祉協議会	甲府駅前共立診療所	甲府市丸の内二丁目九番二十八号	甲府市丸の内二丁目九番二十八号	甲府市丸の内二丁目九番二十八号	甲州市塩山上於曽九百七十七番地五	西八代都市川大門町千七百九十九番地
西八代郡上九一色村古関千百七十四番地	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	東八代郡中道町下向山千五百十六番地	中央市大鳥居三千八百六十六番地	東八代郡豊富村大鳥居三千七百三十八番地一	東八代郡富士河口湖町小立二千四百八十番地七	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十番地七	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十番地七	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十番地七	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十番地七	東山梨郡大和村田野七十七番地	西八代都市川大門町千七百九十九番地

株式会社ディー・プラン	甲府市飯田四丁目一番二十一号	認知症対応型共同生活介護グループホームアライフ韮崎	韮崎市龍岡町下条南割百九十一番地三
社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	武川診療所	北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地
<b>山梨県告示第三百五十一号</b>			
山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十一号）第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定（平成十八年山梨県告示第一百八十一号及び第一百九十八号）は、解除する。ただし、当該指定のうち、平成十八年山梨県告示第三百一十五号において解除した指定に係る部分については、この限りでない。			
平成十八年六月二十九日			
山梨県知事 山本栄彦			
<p><b>山梨県告示第三百五十三号</b></p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畠地帶総合整備事業上石森地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、この公告に係る決定に対し異議があるときは、これを申し立てることができること。</p> <p>平成十八年六月二十九日</p>			
山梨県知事 山本栄彦			
<p>一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し</p> <p>二 縦覧期間 平成十八年六月三十日から同年七月二十八日まで</p> <p>三 縦覧場所 山梨市役所</p> <p>四 异議申立期間 平成十八年七月二十九日から同年八月十二日まで</p>			

山梨県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事  
山本栄彦

区間		道路の種類	路線名	県道
新	旧	の別	旧新	
七・四 一一・六	一五・六 二二・二	(敷地の幅員 (メートル)		
一八・八	一八・八	(延長 (メートル)		

山梨県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事  
山本栄彦

種類	道路の
路線名	区間
(メートル)	延長
供用開始の 期日	平成十八年 六月二十九日
県道	日向宿線
区	南巨摩郡南部町大字万沢字日向 一一七八三番の二地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字日向 一二七七四番の一地先まで

山梨県告示第二百五十六号

市町村名 大月市				土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
竹ノ向 2	竹ノ向 1	竹の内 2	竹の内 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊					

山梨県告示第三百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百五十七号  
二〇〇〇年六月二十一日  
協定締結日 平成十八年六月二十一日  
三 協定の相手方 静岡市長 小嶋善吉

山梨県知事  
山本栄彦

道路の種類 及び路線名	区間	備考
県道日向宿 線 県道宍原塩 出線	静岡県静岡市清水区大字宍原字竹ノ沢二二二三番の三地 先から 山梨県南巨摩郡南部町大字万沢字日向一一七八五番地先 まで	西国橋

竹ノ向の5 1	竹ノ向の3 2	竹ノ向の3 1	竹ノ向の4 2・竹	竹ノ向 3	竹ノ向 2	竹ノ向 1	八坪 2	八坪 1	大寺山 2	中プロ 2	中プロ 1	上和田の5 2	上和田の5 1	急傾斜地の崩壊
------------	------------	------------	--------------	----------	----------	----------	---------	---------	----------	----------	----------	------------	------------	---------

山下沢	上平	八坪 の3	八坪 の2	八坪 3	八坪 2	八坪 1	オモレ 4	オモレ 3	オモレ 2	オモレ 1	上和田 の5 2	上和田 の4 1	急傾斜地の崩壊
-----	----	----------	----------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------------	----------------	---------

上野原市												井戸地沢	上井戸地沢	井戸地沢								
諭訪の2 2	諭訪の2 1	諭訪の4	諭訪	諭訪	奈須部	東沢川	川村沢	沢入沢	南沢	オモレ沢	上八坪沢	八坪沢	八坪沢の1	井戸地向沢	上井戸地沢	井戸地沢						
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
( 次の図のとおり ( 図面省略 )																						



上和田 の3 2	上和田 の3 1	上和田 の2 2	上和田 の2 1	上和田 の5 2	竹ノ向 の5 1	竹ノ向 の3 2	竹ノ向 の3 1	竹ノ向 の4 の2・竹	竹ノ向 の3 1	竹ノ向 の3 1	竹ノ向 の3 2	竹ノ向 の1 1	八坪 2	八坪 1	大寺山 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊								
上和田 の5 1	上和田 の5 2	中プロ 1	中プロ 2	中プロ 1	中プロ 2	中プロ 1	中プロ 2	中プロ 1	中プロ 2	中プロ 1	中プロ 2	中プロ 1	中プロ 2	上和田 の5 1	上和田 の5 1

上八坪沢	八坪沢	八坪沢の1	井戸地向沢	上井戸地沢	井戸地沢	山下沢	上平	八坪の3	八坪の2	八坪	八坪	八坪	オモレ	上和田の5	上和田の5	上和田の4	上和田の4	急傾斜地の崩壊								
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		急傾斜地の崩壊																		

向風の3 2	向風の3 1	向風の2	向風	向風	諭訪の3	諭訪の5	諭訪の2	諭訪の2	諭訪の4	諭訪	諭訪	奈須部	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流							
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

次の図のとおり  
( 図面省略 )



向風北沢 2 土石流

山風呂沢 土石流

虎丸沢 土石流

水窪沢 土石流

大堀川 土石流

大越路沢の1 土石流

大越路沢の2 土石流

大越路沢の4 土石流

大越路沢の5 土石流

大越路沢の6 土石流

奈須部沢 土石流

奈須部南沢 土石流

**山梨県告示第三百五十八号**  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により一定の  
団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛  
生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本栄彦

一 認定番号 山梨県指令建指第六七五号

二 認定対象区域 甲斐市竜王新町字元免許一四五番一、一四八番、一四七番一、一四七番二、一四九

番三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県土木部建築指導課

**山梨県告示第三百五十九号**  
建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路  
の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峠北支所を除  
く。）に備え置いて縦覧に供する。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本栄彦

一 道路の位置

甲斐市西八幡字西冷間一九五七番七、一九五八番四

二 道路の幅員

五・八三メートル

三 道路の延長

二八・一四メートル

**山梨県告示第三百六十号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路  
の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦  
覧に供する。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本栄彦

一 道路の位置

笛吹市石和町河内字宮窪一六一一番四

二 道路の幅員

最大四・七五メートル 最小四・七四メートル

三 道路の延長

三四・八五メートル

**公 告**

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月  
十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの  
である。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本栄彦

一般競争入札に付する事項

1 業務の名称

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）システム開発業務  
業務の仕様等

事務。なお、詳細は、入札説明書で定める内容等である」と。

2 運行期間

契約日の翌日から平成二十年三月三十一日まで

3 履行場所

山梨県総務部税務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）及び山梨県税務関係機関

4 一般競争入札の参加資格

平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第百九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者である」と。

1)の公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 入札手続等

1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部  
税務課システム管理担当 電話〇五五 一一三 一三八八

6 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十八年七月十一日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」といふ。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三のーの交付場所において交付する。

7 入札説明会の日時及び場所

平成十八年七月六日（木）午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇四会議室  
入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十八年七月七日（金）から同年七月二十日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三のーの交付場所

ム管理担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参する」と。  
入札及び開札の日時及び場所

平成十八年八月八日（火）午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇一会議室  
郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年八月四日（金）午後五時までに山梨県総務部税務課システム管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着する」と。

8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百五分の四に相当する金額を入札書に記載する」と。

9 入札の無効

1)の公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

11 その他

1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2) 入札保証金

免除

3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第二百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4) 契約書作成の要領

要

5) その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required  
Development of Taxation System for Yamanashi Prefectural Government 1 set

## 2 Date and time for tender

1:30PM August 8,2006

## 3 Bureau in charge

System Management Section, Tax Division, General Affairs Department,  
Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi  
Yananashi-Ken 400-8501 JAPAN TEL055-223-1388

## 一 選 任

- 滅札種類の決定について  
次のとおり滅札者を決定した。なお、この公知せ、十九回九十四年四月三十日よりハハクハコで作成された政府調達に関する規定の適用を受ける調達契約に係るヤードである。  
平成十八年六月二十九日

山梨県知事　山　本　栄　彦

- 一 落札決定に係る役務の名称及び数量

消防防災ヘリコプター「あかふじ」Hハシノオーバーホールに伴いHハシノへの取付

取下り等及び定期耐震証明検査整備業務　一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部消防防災課

山梨県甲府市丸の内一丁目八番一號

- 三 落札者を決定した日

平成十八年六月七日

- 四 落札者の氏名及び住所

朝日航洋株式会社 東京都豊島区南池袋二丁目四十九番四号

落札金額

三千二十一円一万五千円

- 五 計約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 六 計約の相手方を決定した手續

一般競争入札

- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第十五条第十七条の二第一項の規定による公告を行つた日

平成十八年四月二十七日

- 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六条の規定によつて、甲相  
土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨を示す  
が、甲相

平成十八年六月二十九日

山梨県知事　山　本　栄　彦

## 二 就 任

役職名	氏　名	住　所	就　任　年　月　日
理事　塩沢　成憲	塩沢　成憲	南アルプス市湯沢八二番地	平成十八年六月八日

三 終了認可の年月日  
平成十八年六月二十九日

### 監査委員

#### 山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人平嶋育造の監査の事務を補助させることができることができる旨の協議が調つたので、次のとおり告示する。

平成十八年六月二十九日

山梨県監査委員

同 同 同  
渡臼早勝  
辺井川  
亘成正良  
人夫秋三

監事	高石 康三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	深沢よし江
石川 勇	依田 富雄	同	湯沢七五三番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	湯沢八五八番地
大久保 勝	塩沢 義弘	同	落合一〇七七番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	湯沢九二六番地
望月 哲夫	深澤 良守	同	落合一〇三一番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	落合一〇六一番地
浅川 憲	新津 真一	同	落合一一三五番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	落合一一七二番地
同	深澤 光裕	同	塚原九八番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	古市場四一六番地一
同	浅川三千男	同	川上五八四番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	鮎沢一四七番地
同	同	同	川上五三七番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	川上五六九番地

● 土地区画整理事業の終了認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了を認可した。

平成十八年六月二十九日

山梨県知事 山本栄彦

一 土地区画整理事業の名称  
大月駅前通線土地区画整理事業  
二 施行認可の年月日  
平成十三年十一月十七日

須藤正浩	栃木県下都賀郡大平町大字新一三八	平成十八年六月十三日
佐々木威夫	山梨県大月市梁川町新倉八九	平成十九年二月二十日
平成十八年六月十三日	平成十九年二月二十日	平成十九年二月二十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番